

# 船舶インシデント調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年11月2日 06時00分ごろ
発生場所	岩手県宮古市閉伊埼東北東方沖 閉伊埼灯台から真方位068° 13海里付近 (概位 北緯39° 44.1′ 東経142° 17.1′)
インシデントの概要	漁船第十八徳寿丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年11月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八徳寿丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	IT2-4089（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、閉伊埼東北東方沖で操業中、主機の回転数が下がり、主機が停止した。</p> <p>船長は、休憩室で休憩中に主機が停止したことに気づき、機関室を点検したところ、燃料タンクと主機との間にある燃料油こし器の底部に水分がたまっているのを認めた。</p> <p>船長は、数か月前に主機の調子が悪くなった際、機関修理業者に主機が停止して燃料油こし器に水分がたまっているようであれば、主機の燃料系統にも水分が混入している可能性があると言われたことがあったので、主機を始動させない方がよいと思い、運航不能と判断して僚船に連絡した。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて宮古市宮古港に入港した。</p> <p>本船は、入港後、機関修理業者による点検の結果、燃料タンクに海水が混入していることが判明した。</p> <p>機関修理業者は、燃料タンクの空気抜き管又は給油口から同タンクを經由して主機の燃料系統に海水が混入した可能性があると思った。</p> <p>本船は、本インシデント後、別の燃料タンクに切り替えて操業が続けられた。</p> <p>船長は、定期的に機関修理業者に依頼して燃料油こし器等の交換を行っていた。</p>

<b>分析</b>	<p>本船は、操業中、主機の燃料系統に海水が混入したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、燃料タンクの空気抜き管又は給油口から同タンクに入った海水が、主機の燃料系統に混入した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、操業中、主機の燃料系統に海水が混入したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 燃料系統には、海水等が混入することがあるので、定期的にドレン抜きを行うとともに、燃料タンク等の清掃を行うこと。</li></ul>